

【同意事項】ご確認後 をお願いします。

- 有料前売券であること。
- 暴力的組織が関与しない催事であること。
- 催事内容が公序良俗に反しないものであること。
- 舞台芸術等を主な目的とした催事であること。(例：コンサート、演劇など)
- 公共機関(国、県、市町村等)の主催事業、又は公立文化施設で開催される催事のチケットであること。
- 開催の内容変更、中止に関しては、興行主催者が告知責任を含む一切の責任を負い、公益財団法人宮崎県立芸術劇場(以下「劇場」という)に対し迷惑をかけることはありません。
- 変更やチケットの払い戻し等に関する連絡やそれに伴う作業は、原則全て主催者の責任と費用で行います。
- 劇場に関する一切の名称は、事業に関するチケット取扱所及び開催場所として以外 使用することはありません。
- 委託期間中であっても同意事項に反する事態が発生した場合は、販売を中止されても異議を申し立てません。
- 下記1に定められた手数料を支払います。
- (インボイス適格請求書発行事業者である場合) 適格請求書発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかに劇場に通知します。

1 手数料について

販売手数料(クレジット手数料含む)	販売合計額の10%
払い戻し手数料(クレジット手数料含む)	チケット料金の10%/枚

2 販売期間について

- ① 販売開始日の2日前までにお申し込みください。
- ② 劇場の休館日を除く公演前日までとなります。
- ③ ある一定期間開催される催しのチケットについては、開催初日の前日までの販売となります。

3 チケット管理について

- ① 発売後、途中でチケットをお返すことができます。ご希望の際は、必ず 事前に電話でご連絡ください。
- ② 公演中止などにより緊急に販売を中止される場合は、速やかに当劇場宛にご連絡ください。
また 公演内容、当日券、払戻等の問合せに関しても 主催者様でご対応をお願いいたします。

4 精算について

- ① 販売手数料はチケット売上金より相殺して精算させていただきます。
- ② 万一、チケット販売開始後 公演が中止になった場合にも 同額の手数をいただきます。
- ③ **現金精算をご希望であっても当方の会計都合上、販売額が3万円を超えた時点で振込の対応になります。**

【現金精算ご希望の場合】

精算書兼受領書に署名をしていただき、販売合計から手数料を相殺した現金をお支払いします。

【振込精算ご希望(または販売額が3万超の場合)】

精算手続き完了後、14日以内に販売手数料および振込手数料を差し引いた金額を指定の口座に振込みさせていただきます。

5 払戻について

公演中止など払い戻しが発生した場合、すべて主催者様でご対応をお願い致します。
ただし、劇場で購入されたお客さまへの払い戻しは、下記のように対応いたします。※要別途申し込み

払戻手数料(チケット料金の10%/枚)を請求させていただきます。
※チケットにナンバリングがされており、劇場で販売したチケットに限らせていただきます。
※窓口現金対応のみ、郵送対応不可

施設利用課長	課長補佐	担当